

平成 28 年 3 月 4 日

厚生労働省 年金局  
企業年金国民年金基金課 御中

一般社団法人 信託協会  
年金専門委員会

「確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令案に関する  
御意見募集（パブリックコメント）について」に関する意見

平成 28 年 2 月 19 日付で意見募集のあった「確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令案に関する御意見募集（パブリックコメント）について」に関する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

## 「確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令案」に関する意見

項番	内容
1	「給付の現価相当額の計算の基礎となる予定利率の見直し」、「積立不足に伴い拠出する掛金の額及び拠出方法の変更」、「実施事業所減少時の掛金の一括拠出額の見直し」に関して、現状は確定給付企業年金と厚生年金基金で同様の取り扱いとなっている。本改正の趣旨を踏まえると、確定給付企業年金だけ改正するのではなく厚生年金基金も改正が必要であると考える。
2	「積立不足に伴い拠出する掛金の拠出時期の変更」に関して、早期償却による財政健全化が趣旨であることを考えると、掛金の額の算定方法（確定給付企業年金法施行規則第 58 条に定める掛金（積立比率に応じた掛金）、または、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 13 号）附則第 4 条に定める掛金（回復計画に基づく掛金））に関わらず、翌事業年度に拠出することを可能とすることが妥当と考える。

以上